



Title	ヨーロッパにおける市民教育の起源：とくにフランス革命期の初等教育を中心に
Author(s)	豊田, 堯
Citation	懐徳. 1967, 38, p. 27-37
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90451
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

れ残りの記』四半自叙伝)。今、長年にわたる日本人の精神的傳統として重要な地位を占めてきた儒教的要素を單純に封建思想・道德ときめつけて棄て去ろうという方向に現代の日本が動いているのは、歐米諸國が資本主義の利益社會を基盤しつつ、依然としてキリスト教の精神的傳統を容易に棄てないのと對照的である。これは日本人の新を追うに急な國民性というほかない。しかし明治人は新を追うに急ながら、福澤・瀝澤のごとく過去の精神的傳統を批判的に繼承する努力を拂ったことを想起し、現代人も現代的な道德觀・價值觀・世界觀を外からの借り物で間に合わすことなく、過去の傳統をふまえてそれを新しくする努力をみずから重ねなければならないであらう。

以上とりとめない獨り言を述べてきたが、われわれ現代の日本人が明治いらい一世紀をへた今の時點に立つて、それぞれ立場においてその過去と將來とを考へてみることに自體が「明治百年」のもつ重要な意味ではなからうか(昭和四十二年八月二十六日攔筆)。

ヨーロッパにおける市民教育の起源

——とくにフランス革命期の初等教育を中心に——

豊 田 堯

(一)

フランスの教育制度は、中世以來、ヨーロッパでは最も進んだものだった。とはいえ十一、十二世紀頃より一七八九年の革命まで、教育の事業は、すべて教會の獨占するところであった。もともと中世の學校は、中央寺院カテドラルや大修道院が、僧侶を養成するために設けたものであり、そこでは七自由科たる「文法」、「修辭學」、「論理學」、「音樂」(教會

唱歌のためのもの、「算術」、「幾何學」、「天文學」等の、ギリシア以來の古典思想が教授されたが、それはあくまでキリスト教信仰のための準備としてであつた。十一世紀までは神學校の數も極めて少なかったが、學問復興の十二世紀になると、パリ大學もおこり、神學校の數も増えた。

それと共に各地から集まる學生を宿泊させ、食事を給し、一人の教師の監督下に、修道院に類した規律に従つて生活させる學院コレージュも、數多誕生するようになった。當時の學校では、すべてラテン語によつて、ラテン語の原典とラテン語譯のギリシア人の文章が教えられたから、大半の學院では、青少年のラテン語習得のために時間が費された。こうして一般少年達の初等學校と、特別な職業のために宛てられた大學の各學部ファкультыの高等教育の間に位する後の中等學校が形成された。

十二世紀から十三世紀にかけてパリ大學も、大學としての組織が——學院、各學部、總長、學部長、教授、學生、博士——が整えられ、教授と學生の特權的組合や王室裁判から除外される特殊區域が形成された。十三世紀のパリ大學はヨーロッパの中で最も名高く、ヨーロッパの著名な學者が、教授としてこの大學で教鞭をとり、學生もヨーロッパの各地から集まつた。パリ大學はフランスの他の大學はいうまでもなく、イギリスのオックスフォード大學やケンブリッジ大學創設の模範となり、更に後世ドイツにおける全大學の模範となつた。まことにフランスの學校は、中世以來ヨーロッパの學校制度のモデルであつたのである。

その後王室學院レジェネ・ロイヤル、土木學校、王立植物園等の特殊専門の學校もつくられたけれども、すでに述べたように、これらの學校はすべて王室や教會の所有する莊園の經濟に依存していた。茲來都市が發達し、ブルジョアの數も増え、大きな經濟力を蓄えて、僧侶や貴族に代り、時代の歴史をになう勢力を示すようになったけれども、フランス革命まで、このような教育制度は、それ自體として本質的に變りがなかった。従つて旧制度下のフランスで財力と餘暇をもつブルジョアは、こうした制度下に學校教育を受けたけれど、國家や教會の要職は、ことごとく貴族や高級僧侶の獨占す

る社會體制下にあつて、せいぜい法曹家やジャーナリストとして立つ以外に途はなく、徒らに脾肉の嘆をかこつてゐた。一般庶民にいたつては、殆んど學校教育を受けることができず、一七八九年當時において、男性の五三%、女性の七三%は読み書きすることができなかったといわれている。

(二)

旧制度末期ルイ王朝の財政難がきっかけとなり、一七八九年五月三部會が開かれた。しかしこの議會では、徒らに王室や王の政府の無定見振りが暴露されたのみで、議事はおろか議會構成さえもできない有様であつたから、ブルジョア出身の議員を中心に、一部の自由主義貴族や下級僧侶の参加をえて、國民議會が構成された。やがてこれが憲法議會と改稱され、國家改造の事業に乗りだすことになった。七月十四日の事件以來國家主權が國王の手から國民に移動すると、茲來政權も自由主義貴族から上層ブルジョアへ、更にプチブルへと推移し、それと共に議會も立法議會から國民公會へと、次第に左の線に沿つて民主化され、やがて共和國の出現、國王の處刑を手はじめにラディカルな革命事業が推進されたけれども、ブルジョアの指導化に革命が遂行されるという事柄には變りがなかった。このような情勢下に教育體制も重大な變革を蒙らざるをえなかつたのである。

革命の當初議會が直面した最大の問題は財政難であつた。革命のきっかけとなつた財政難は、革命當初の混亂と無政府狀態のために租稅收入も途絶えてゆきづまり、革命自體がそのために坐折するのではないかと危ぶまれた。そこで議會のブルジョアは、八九年十一月四〇億リーブルといわれた教會財産の沒收を決議し、十二月にはこれを擔保としてアシニア紙幣を發行して旧債を繼承し、革命を賄つてゆくことになった。一切の旧制度を破棄しようと努めていたかれらが、何故ルイ王朝時代の負債をすべて帳消しにすることができなかったかといへば、ブルジョアが旧債の大部分の債權者であつたからである。かくして抵抗の一番弱い教會が犠牲者となつたのであるが、このような國家によ

る教會財産の沒收は、十六世紀以來、イギリスや北歐三國等で行なわれており、革命フランスが一層組織的かつ大規模におこなっただけであつた。すでに八九年八月四日夜の宣言によつて、教會の重要な収入源であつた十分の一税（教會領の領民たると世俗領主の領民たるとを問わず收獲物の十分の一及至十分の一を徴收する）が廢止されたことと相俟つて、ここに教會はその財政的基礎を全面的に喪失するに至つた。こうして革命の進展と共に、これまで宗禮・教育・救貧等の事業を獨占してきたカトリック教會は、その全機能を停止しなければならなくなつた。そこで一七九〇年七月十二日僧侶民事基本法が發布され、國家が僧侶に俸給を支給し、宗禮やその他の費用一切を支出することになり、これまで一應國家權力の枠外におかれていた教會に、にわかに國家の監督權が加わるようになった。

これより先旧制度下のフランスには、迫り来る革命を前にして、啓蒙思想が一世をおおつていた。この十八世紀思想は、極めて多面的かつ多彩なものであつたけれども、その根底においては、封建社會の上に立ち、これを正當化する教會のドグマに對しては、新しいブルジョア的世界觀の確立であると共に來るべき社會の理想像を大膽に描きだしていた。これは教育問題についても決して例外ではなかつた。否轉換期においては常に新しい教育思想が力強く擡頭するものである。一七六二年のルソー Jean Jacques Rousseau（一七一二—七八）の「エミール」、翌六三年のラ・シャロッテ La Chalotais（一七〇一—八五）の「國民教育論」等は、その代表的なものであつた。前者が從來の教團的教育形態である來世主義的教育理念、記憶主義、沒入主義的教育方法に對して、自然主義的自由人という新しい人間類型を提示し、開發主義、消極主義的教育方法原理を主張したものとすれば、後者は教育の運営面において新方策を提唱した。すなわち教育は、國家自らの手によつて、構成組織運営されるべきもので、教團や外的權威に依存すべきものであつてはならないとし、その具體策を示したものであつた。前者が教育における自由主義の聖書であれば、後者は教育統制原理の指針であつた。後年自ら數學者であり、立法議會で、新しい公民教育體制の樹立のために活躍したコンドルセ Condorcet（一七三四—九四）の背景には、このような地下水が滾々と湧きでていたのである。

それはとも角、革命が憲法議會を中心にすべり出すと、すでに空白となった教育を如何にして建てなおすが、重大問題となった。凡そ舊い社會體制を破壊して、その廢墟の上に新體制の樹立を目指す革命の際には、必ずや將來革命の担い手になる青少年の育成、更に革命を維持するための人間改造が何にもまして重要だからである。しかし一國の國民教育を再建するといった大問題は、流血の革命擾亂の中で一舉に解決するには餘りにも重大であつた。従つて憲法議會は一七八九年八月二十七日の「人權の宣言」の中に教育の權利を書きこまなかつた。ただこの議會が「人權の宣言」の中で描きだした思想の自由（第十一條）は、當然教育の自由を含んでいたように思われた。しかし既述の如く國家が教會に代つて教育費を引き受けねばならなくなつたから、教育は今後國家の任務であることは當然であつた。結局憲法議會は八九年十二月二十二日の法令によつて、公民教育は、縣の行政官の責任と監督下にこれを行ふことだけを定めた。

しかしローマ法王に忠誠を誓い、革命に敵意を有する非誓約僧（革命の憲法に忠誠を誓わない僧侶）の反革命的陰謀の結果、立法議會（一七九一年十月成立）は、九二年八月十八日の法令によつて、今後公民教育は一切宗教的建造物の中で行なわれてはならないことを宣言した。しかし宗教團體のメンバー（カトリック僧、修道士、修道女）でも、個人的資格で、市民的誓約をなすかぎりにおいて、教育を施すことが許された。とはいへこの革命の擾亂期において教育は、事實上完全に解體され、多くの地域において教育活動は全く停止の状態にあつた。

立法議會に代つた國民公會（一七九九年九月成立）は、受動市民も參加した普通選舉によつて、選出されたから、中小ブルジョア出身の議員の進出も著しく、民主的共和國的傾向を強めていたが、それは公民教育の領域にも顯著に反映した。この議會は、九三年六月の憲法の冒頭に掲げられた人權の宣言の第二十二條の中で、總ての市民は教育を受ける權利のあることを宣言したのであるが、既に二十二名のメンバーで構成された公民教育委員會に、公民教育を再編成し具體化すべき任務を負わせていた。委員の半數は、世俗のそして僧侶の教授で構成されていたのである。委員

會としてはさし當り、先の二つの議會（憲法議會、立法議會）の事務局にすでに提出されていた數多の提案の検討から始めねばならなかった。その中のめばしいものを擧げるならば、例えば一七九〇年十二月のオウドラン師 Yves-Marie Audrein（一七四一—一八〇〇）のものは、三段階に分けられた教育の獨占權を國家に賦與しようとするものであった。またこれに對し同く九〇年のミラボー Mirabeau（一七四九—九二）のものは、國家の財政的負擔輕減の見地から教育の自由を主張していた。またタレーラン Talleyrand-Perigord（一七五四—一八三八）のものは、規則立った自由を組織化しようとするものであった。こうして既に啓蒙思想に表明されていた教育理念が、種々な立場から様々な姿をとって顔をだしていたことがわかる。しかしこれらの提案の中で、特別に重要で具體的なものは、コンドルセのそれであった。

コンドルセは、國家が公民教育を組織化する義務の有することを尊重しながらも、教育が國家の獨占事業となることに反對した。かれによれば、競争こそ教育進歩の條件だったからである。その他教育は宗教的見解から自申でなければならぬこと、教師は俗人であらねばならぬこと、教育は無償であらねばならぬこと等を主張していた。これは教育制度を五つの段階に分けている。すなわち總ての町村に小學校、^{ディストリクト}區（縣と市町村との間の中間の行政單位）の首邑に中學校、中學校の最優秀生にはアンステテュ、高等教育のためにフランス全國に九つの高等學校^セ、そして最高の教育機關として國立學術院 Une Société nationale des sciences を設置しようとするものであった。要するにコンドルセの教育に對する根本思想は、公民教育は、社會が全市民に對して負う義務であり、從つて全國民が教育を受けられるべき組織を樹立しなければならない。そして教育の目的は、市民としての務めを一層よく完遂させ、人間が自然より受けている才能を最高度に發展させ、これによって事實上の平等を確立し、政治的平等を具體化することにあった。國民公會議員 ロンム Charles-Gilbert Romme（一七五〇—一九五）やバンカル Jean Henri Bancal（一七五〇—一八二六）もコンドルセに可成り近いが別の提案を行なっていた。

ところが一七九三年五月三十日、突如として、公民教育委員會（コンドルセは當時國民公會の憲法起草委員であつた）が結論を出さず、従つて全體としての決定も見ないまま、國民公會は次のような法令を發布した。それによれば四〇〇から一、五〇〇名の住民をもつ地方自治體は、少くとも一つの學校を維持しなければならないことが規定されていた。そしてこの學校では教師が、市民としての權利を行使し、義務を履行し、家事を運営するのに必要な基本的知識を教えることになっていた。また教師は毎週一回老若男女を問わず全市民に講義を行い、教育すべき義務があつた。コンドルセの思想がその底流にあつたことは認めねばならないであらう。

しかし國民公會は公民教育の問題を決して等閑にふしていたのではなかつた。否、革命戦争が激化した後は山岳黨の獨裁下に、社會民主主義的革命政治が强行されていたから、教育政策の面でも、この時期の國民公會が、庶民の教育——初等教育に最大の努力を傾けたのは、當然の事柄であつた。國民公會はその後もひき續いて長時間の論議を重ねた後、最も進んだ民主的原理を採用しようとしていたのである。結局第二流の畫家で詩人であつた國民公會議員ブーキエ Gabriel Bouquier（一七三九—一八一〇）の報告に基き、共和國第二年霜月二十九日（一七九三年十二月十九日）の法令を可決した。この法律の大きな特色は、フランスにおいて初めて無償の義務教育を實施したことであつた。すなわち六才から八才までのすべての小兒は、初等教育を受ける義務のあることが宣言せられた。若しこれを怠れば、その兒童の両親は罰金を課せられ、公民權の剝奪が規定されていた。しかし初等教育の自由である原則は、貫かれ守られていたのであつて、なに人にも學校の開設は許されたが、この場合市町村當局に對し、公民としての精神を遵守するという誓約を提出しなければならなかつた。従つて修道士や修道女もこの形式を踏む限り、自由に小學校を開設することができたのである。男女の教師とも市町村當局の監督下に置かれ、當局から生徒一人あたり、一ヶ年、男の教師は二〇リブル、女の教師は十五リブルという極めて僅かな俸給を受けとることになつていた。學課目は、讀み方、書き方、初歩の算術であつた。但しその上に公會によつて採用され公刊された初等教科書を用いることが義務

づけられていた。この教科書には特に人權の宣言（九三年の）とフランス人の英雄的にして有徳な行爲が書きこまれていた。

しかし外には反革命的連合軍の重壓があり、内に反革命的內亂に直面しつつあった情勢下において、この進歩的な初等教育制度を実施するのは餘りにも至難な業であった。適格な教師の獲得とそれに必要な資金の充當には難澁を極めた。例えばアンジェール Angers において、共和國第三年芽月二十一日（一七九四年四月十日）になって、漸く不可缺な十一名の男の教師と七名の女の教師を見出したような始末であった。ソーミュール Saumur では一萬二千五百名の住民は、十一の學校に分屬せしめられたが、僅か十三名の教師と四百十三名の生徒を數えるのみであり、更に田舎においては、從前の聖職者が教師の職務を代行してお茶をにぎっていたのに過ぎなかった。北方においても西方地區と事情は大差なく、ドゥエ Douai において七校の女子校に五百八十三名の生徒を數えるのみであったのは、兩親がその子女を革命の學校に送りがらなかったからである。ウィセンブーク Wissenbourg の區では二百二十校が存在したが、共和國第二年の終り頃實際に機能を果たしている學校は、ただの五校に過ぎなかった。結局フランス全國の五百五十七區の中で、三百五十區のみが、初等教育の組織に關し報告書を提出していた。しかしその中の僅かに三十二の報告書のみが、法律によつて規定された通りの學校を開設している有様であった。

若し革命政府が今少し長期に涉つて政權を持続しえたならば、この進歩的な初等教育制度も完全に實施されたことであろう。しかしロベスピエール一派の倒されたテルミドールの反動（一七九四年七月二十七日）以後、再び生き残つたジロンド黨員の復歸を皮切りに、反動的上層ブルジョアや貴族までが復歸すると、議會は最早人民の教育に、從前のような熱意を示さなくなった。否共和國第三年霧月二十七日（一七九四年十一月十七日）國民公會議員ラカナル Joseph Lakanal（一七六二—一八四五）の報告に基いて可決せられた法律は、初等教育の義務教育であることを禁止するに至つた。この法令によれば人口千名の住民に對して一つの學校を設置すべきことが規定され、しかもこの學校

は男子部と女子部に分けられるべきであった。從來からの私立學校は無無論存續が許された。また各區毎に一名の視學官が置かれ、教師志願者を試験する任を負った。教師の待遇はこの場合幾らか改良せられたのであって、生徒數の如何にかかわらず男の教師には千二百リーブル、女の教師に千リーブルが支給されることになった。

しかしこの法律はその適用に當り非常な困難に直面した。それは一つの學校を中心に、數村を一グループにまとめねばならなかったが、村によっては、いとけない小兒が相當な遠距離を通學しなければならなかったからである。その上教師を充員することも、先のブーキエ法の制度下にとらず難しいことであつた。國民公會の終り頃（一七九五年十月二十六日國民公會解散）、例えばメーヌ・エ・ロアル縣 *le Maine-et-Loire* において、二つの區のみがこの法律を實施するための準備的措置をとつたのに過ぎなかつた。ノール縣 *le Nord* のアヴェヌヌ *Avesnes* 區においては七十三の自治體にとつて、絶體に不可缺な五十名の教師を見出すことすら、不可能に近い有様であつた。このような實施上の困難さに直面した國民公會は、なおも一步後退した。この議會は解散するに先立つて、共和國第四年霧月三日（一七九五年十月二十五日）一つの法律を可決したが、この法律は後續の總裁政府下に適用されるべきものであつた。この場合教師に對する待遇は、先のラカナル法よりも一層惡化したのであって、僅かに教師には宿舍が與えられるのみであり、俸給は生徒から受領すべきことが規定せられた。かくして總裁政府下のフランスにおいて、初等教育は義務教育であることを停止したばかりでなく、無償であることもなくなつたのである。

要するにフランス革命期の初等教育は、山岳黨が獨裁政治を行つた國民公會時代に、最も進歩的な教育制度が打ちだされたけれども、この政權が長く持續されえなかつたことや、國際情勢並びに國內事情の極端な惡條件下において、實際上看るべき成果を擧げえなかつた。テルミドール反動以後政權が上層ブルジョアジーの手に歸すと、當時戰爭に對處するという要求も手つだつて、初等教育よりはむしろ後述する高等特殊教育に力點が置かれるようになった。

(三)

革命といえば、普通旧体制の破壊の面のみが強調されがちだが、同時に建設の面のあつたことを忘れてはならない。革命フランスは、高等教育や特殊技術學校のためにも新しい途を切り開いた。これは本題からはずれた問題であるので、詳しくはふれないが、當時既に二十二校あつた大學が維持されたばかりでなく、師範學校、理工科大學、自然史博物館、工藝學校、盲人學校、東洋語學校、國立音樂演劇學校等が主として革命の後期に開設された。また革命期に王室、教會、修道院、亡命貴族の邸宅から收奪された考古學的遺物や美術作品（主として繪畫）等がルーブル畫廊に蒐集展觀され、今日のルーブル美術館の基礎が置かれた。なお一七九二年八月十日の革命によつて封建制を象徴する古文書が、多數焼却されたことも事實だが、一七九四年六月二十五日の法令により、議會は修道院や高等法院の登錄文書や革命議會や政府關係文書を組織的に蒐集すべきことを命じている。また同時に閉鎖された教會・修道院や亡命貴族所有のおびただしい書物の蒐集をも命じている。こうして國立圖書館や縣立もしくは市町村立古文書館の礎が定められたのであつた。

次のナポレオン帝政期であるが、フランスを軍事的獨裁下に置くと共に、ヨーロッパ征服に乗りだしたナポレオンは、その統治の必要から多數の官吏をかかえることが、要求されたので、特に高等教育に力を入れ、既に革命時代とその基礎の築かれた高等教育制度を土臺として、有名な統一大學制度を樹立したことは周知の事柄である。しかし初等教育に關しては、かれの專制的獨裁政治を維持するために、愚民政策が必要であつたから、殆んど熱意を示さなかつた。國民公會時代や總裁時代のそれがせいぜい維持された程度であり、縣によつては後退した處すら存したのである。これらの學校の建物は、概して薄暗く不潔であつて、冬の問託兒所として利用される程度のものが多かった。一八一二年當時、フランス全體で三萬一千の學校があつたが、僅かに九十萬人餘りの生徒を數えるのみであつた。しか

しそれでもこの頃には文盲者の数は、男子四十六%、女子六十六%となり、人口増加を考えるならば、先述の一七八九年當時の比率に比べると、幾分の進歩のあったことは認めねばならないであろう。

ヨーロッパの諸國家（とくにプロシア）では、このナポレオンのヨーロッパ支配をはねかえすために、フランス革命の成果をとり入れながら、夫々の國家の歴史的特殊事情を考慮して、國內體制（教育體制を含めて）の改革を行なったことは、周知知られている事柄である。革命期に樹立されたフランスの初等學校制度も、このような意味で、廣くヨーロッパ的現象たる意義を有したのである。

その後フランスでは一八三〇年に、革命及びナポレオン時代の教育制度をもとに、初等學校が再組織された。更に一八八二〇四年の改革によって、公の宗教學校を廢止し、無料義務制、宗教性をもたないという原則が確立された。そしてこれまでよりは遙かに廣々として明るく風通しの良い學校が非常に數多くつくられるようになった。かくして嘗て僧侶が創設したものと同じ位に緻密な學校網を國中に擴げ今日に至っているのである。

中國における學校の起源

——孔子以前の學校について——

木 村 英 一

一

中國の傳統的な考え方によれば、嘗て古代において黄金時代があったと言われる。すなわち悠遠な太古から西曆紀元前十二世紀に亘って、堯・舜・夏の禹王、殷の湯王・周の文王・武王・周公等の諸聖人が、或いは相ついで現わ